

様式第3号

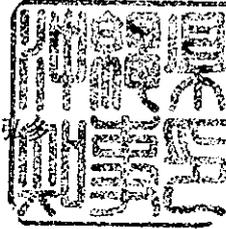
沖縄県土木建築部公告土都第11225号

{ 簡易公募 } 型総合評価落札方式 { 標準型 } に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成25年12月6日

(契約担当者)  
沖縄県知事 仲井眞



1 業務概要

- (1) 業務名：沖縄都市モノレールPC軌道桁標準設計業務委託
- (2) 履行場所：沖縄県那覇市～浦添市
- (3) 業務内容：本業務は、平成24年改訂の道路橋示方書に基づき沖縄都市モノレール延長区間におけるPC軌道桁及び支承の耐震性能について検討・照査し、その結果を踏まえ延長区間を全て網羅するようPC軌道桁のグルーピングを行い、合理的、経済的なPC軌道桁の標準設計を行う業務である。
- (4) 履行期間：240日間
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。
- (6) 本業務は、予算の繰越承認を前提とした繰越承認前からの準備手続きであり、繰越承認後に効力を生じる事業である。従って、県議会において繰越承認を受けられなかった場合は、入札を延期する又は契約を締結しない。  
また、繰越承認後においても、国庫支出金に係る翌債手続きの関係上、入札を延期する場合がある。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。）
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
  - イ 沖縄県の平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分（土木関係コンサル）、登録業種（「鋼構造及びコンクリート」かつ「鉄道」）に登録された者。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
  - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札者決定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
  - オ 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。
    - (ア) 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
      - a 親会社と子会社の関係にある場合
      - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 沖縄県内に、本店、支店、又は営業所があること。

(2) 共同体の結成にあたっての要件

- ア 2社共同企業体とする。
- イ 自主結成方式とする。
- ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- オ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
- カ 共同企業体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

(3) 代表構成員の実績及び管理技術者等の要件

ア 代表構成員（又は企業）に関する要件

(イ) 沖縄県内に本店・支店又は営業所があること。

(ロ) 沖縄県の平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分（土木関係コンサル）、登録業種（「鋼構造及びコンクリート」かつ「鉄道」）に登録された者。

(ハ) 2(3)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(ニ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

- a 同種業務：公告日までに完了した、日本国内の跨座型モノレールにおける上部工の詳細（概略、予備、修正除く）設計実績がある。（国・地方公共団体、モノレール運行会社発注のみ）
- b 類似業務：公告日までに完了した、日本国内の軌道系交通（鉄道、モノレール、新交通システム等）における上部工の詳細（概略、予備、修正除く）設計実績がある。（国・地方公共団体、モノレール運行会社発注のみ）

（同種業務、類似業務とも日本国内における契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門：「建設-鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門：「建設-鉄道」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（建設部門のうち「鋼構造及びコンクリート」又は「鉄道」のいずれかの選択科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）
- c R C C M（「鋼構造及びコンクリート」又は「鉄道」のいずれかの部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者に要する資格保有と同じ。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、公告日までに完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を 1 件以上有すること。

a 同種業務：公告日までに完了した、日本国内の跨座型モノレールにおける上部工の詳細（概略、予備、修正除く）設計実績がある。（国・地方公共団体、モノレール運行会社発注のみ）

b 類似業務：公告日までに完了した、日本国内の軌道系交通（鉄道、モノレール、新交通システム等）における上部工の詳細（概略、予備、修正除く）設計実績がある。（国・地方公共団体、モノレール運行会社発注のみ）

※管理技術者、若しくは担当技術者として上記の業務に携わった実績を対象とする。

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務量の契約金額が 4 億円未満かつ手持ち業務量の件数が 10 件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務量の契約金額が 2 億円未満、又は手持ち業務量の件数が 5 件未満。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務の契約金額が 4 億円かつ手持ち業務の件数が 10 件（契約日時点での手持ち業務と本業務の中に、契約金額 1,000万円を超える業務で管理技術者低入札基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の金額が 2 億円かつ手持ち業務の件数が 5 件）を超えないこととし、超えた場合は遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

①当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

②当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

④手持ち業務量が当該業務の入札説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

※手持ち業務量とは、公告日現在（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務をいう。

(4) 代表構成員以外の構成員に求める要件

ア 沖縄県内に本店を置く者であること。

イ 業務の実績

企業単体もしくは共同企業体構成員として、公告日までに完了した下記業務（再委託による業務の実績は含まない。）について、1 件以上の実績を有さなければならない。

(ア) 業務：過去に元請け（設計共同体を含む）として、モノレールに関する設計実績がある。

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。



- (ウ) 部 数 1 部
- (3) 技術提案書の提出等  
技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。
  - ア 提出資格  
3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。
  - イ 技術提案書の提出期間等
    - (ア) 期 間 平成25年12月26日（木）から平成26年1月24日（金）までを予定する。
    - (イ) 提出方法等 入札説明書による
  - ウ 技術提案書のヒアリング
    - (ア) 期 間 平成26年1月28日（火）から平成26年1月29日（水）までを予定する。
    - (イ) 提出方法等 入札説明書による。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法  
入札及び開札の日時は、下記を予定している。  
入札書は、持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。
  - ア 持参による場合
    - 持参日時：平成26年1月31日（金）午前9時45分を予定とする。
    - 持参場所：沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
    - ※指名通知書の写しを持参すること。
  - イ 開札日時：平成26年1月31日（金）午前10時 予定

## 6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金  
沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。
  - イ 契約保証金  
沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。
- (2) 入札の無効  
本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。  
なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 配置予定技術者の確認
  - ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
  - ウ 落札者の決定後、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）等により配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施  
「技術提案の履行確実性」について調査を実施する。
- (6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について  
低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、入札説明書による。
- (7) 問い合わせ先一覧
  - ア 契約関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 都市モノレール室  
電話番号 098-866-2408
  - イ 応募調書資料関係：〒901-2102 沖縄県浦添市宇前田141街区6（前田565-2）  
沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 モノレール建設現場事務所

電話番号 098-866-2408

ウ 設計図書関係：イと同じ。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う本委託業務の取扱いについては、平成25年10月1日付け国土交通省国地契第33号・国北予第23号通知「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて」に準じて取り扱うものとする。

【消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて】

<http://www.mlit.go.jp/common/001014374.pdf>